

## 令和5年度「富士山の日」記念行事 企画運営管理業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）及び静岡県（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）は、令和5年度「富士山の日」記念行事 企画運営管理業務について、次のとおり契約する。

### （契約の目的）

第1条 甲及び乙は、令和5年度「富士山の日」記念行事 企画運営管理業務（以下「委託業務」という。）を丙に委託し、丙は、これを受託するものとする。

### （委託業務の内容）

第2条 丙は、別紙仕様書により委託業務を実施しなければならないものとする。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和6年3月15日までとする。

### （委託料）

第4条 甲及び乙は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）を丙に支払うものとする。

2 委託料についての甲及び乙の負担は次のとおりとする。ただし、甲及び乙協議の上、丙に対して申し出を行い、負担額の配分を変更することができる。

甲の負担額 円（うち消費税及び地方消費税を含む）

乙の負担額 円（うち消費税及び地方消費税を含む）

### （契約保証金）

第5条 丙が納付すべき契約保証金は、及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第55条第2項第3号の規定により、免除するものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第6条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託の禁止）

第7条 丙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部について、あらかじめ甲及び乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （秘密の保持等）

第8条 丙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （個人情報の保護）

第9条 丙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(甲及び乙による契約の解除)

第10条 甲及び乙は、丙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 丙が委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 丙がこの契約の履行に当たり、法令等に違反し不正な行為があると認められるとき。
- (3) 丙が故意又は重大な過失により甲及び乙に損害を与えたとき。
- (4) 丙が正当な理由がないのに、甲及び乙の指示に従わないとき。
- (5) 第17条の規定によらないで、丙からこの契約の解除の申出があったとき。
- (6) 丙がその他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (7) 丙又は丙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、丙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲及び乙に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、丙は、甲及び乙にその損失の補償を求めることができない。

(損害賠償責任)

第11条 丙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 丙が委託業務の実施に関し、甲及び乙又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、丙が甲及び乙に損害を与えたとき。

2 丙は、前条第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲及び乙に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書等の提出)

第12条 丙は、この契約の締結後7日以内に仕様書に定める委託業務実施計画書及び誓約書を甲及び乙に提出し、承認を受けなければならない。

2 丙は前項の規定により提出した委託業務実施計画書を変更する場合は、委託業務実施変更計画書を甲及び乙に提出し、承認を受けなければならない。

3 甲及び乙は、前2項の規定により丙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、丙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第13条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、丙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を丙に与えることができるものとする。

(委託業務実績報告書の提出及び検査)

第14条 丙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に定める委託業務実績報告書を甲及び乙に提出し、甲及び乙の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲及び乙は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、丙の負担とする。

(委託料の支払)

第15条 委託料の支払は精算払いとする。

2 前条の提出書類で契約額に減額が生じた場合は、実績額をもって契約額を確定するものとする。

3 丙は、前条の規定による甲及び乙の検査確認を得た後、甲及び乙に対して委託料の支払を第4条第2項に定める負担額に応じて請求するものとし、甲及び乙は丙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

4 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として丙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(延滞違約金)

第16条 丙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料(遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額)に対して、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲及び乙に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(丙による契約の解除請求)

第17条 丙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲及び乙に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲及び乙は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、丙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(契約解除後の委託業務実績報告書の提出)

第18条 甲及び乙が第10条の規定により又は丙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、丙は、契約解除後7日以内に第14条の委託業務実績報告書を甲及び乙それぞれに提出しなければならない。

(契約の費用)

第 19 条 この契約の締結に要する費用は、丙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 20 条 甲、乙及び丙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、甲、乙及び丙の 3 者間で協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を 3 通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内 1 - 6 - 1  
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号  
静岡県知事 川勝 平太

丙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 丙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 丙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備)

第3条 丙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「個人情報保護責任者」という。）を選任し、書面によりこれを甲及び乙に報告しなければならない。作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

### (作業従事者等に対する周知等)

第4条 丙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること。

2 丙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

### (作業場所の限定等)

第5条 丙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：  
。本条において「営業所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲及び乙の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 丙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことに正当な理由があるとき。

2 丙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 丙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第3条の規定により甲及び乙に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。
- (2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。
- (3) 丙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。
- (4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。
- (5) 甲及び乙の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲及び乙から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (6) 甲及び乙の指示または事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲及び乙から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。
- (7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲及び乙の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲及び乙が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- (8) 丙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるときは、当該メールを送信する際BCCで送信すべきメールアドレスについてTOやCCで送信することを防止する機能（BCC強制変換機能等）を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

(取得の制限)

第7条 丙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

- 2 丙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 丙は、甲及び乙の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 丙は、甲及び乙の事前の承認がある場合を除き、本件受託業務を第三者（丙の子会社を含む。）に委託してはならない。

- 2 丙は、本件受託業務を再委託するときは、丙をして特記事項により丙が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。
- 3 甲及び乙は、丙を通じて又は甲及び乙自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。
- 4 丙は、本件受託業務を再委託する場合は、再委託契約の締結時に、丙をして、書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲及び乙に届け出させなければならない。この場合、甲及び乙への届出は丙を経由することとする。再委託先事業

者の作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

(報告及び検査等)

第 10 条 丙は、甲及び乙に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。

2 甲及び乙は、丙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は丙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

3 丙を通じて又は甲及び乙自らが再委託先事業者に対し前 2 項の措置を求め、又は行うことができるものとする。

(指示)

第 11 条 甲及び乙は、丙による本件個人情報の取扱いが不適當であると認めるときは、丙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第 12 条 丙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲及び乙に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲及び乙の指示に従うものとする。

2 丙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲及び乙が必要に応じ丙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 13 条 甲及び乙は、丙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第 14 条 丙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。